	副							開	揆	 行	為許可通知書	
		節市計画法第29条第 項の規定による、開発行為の許可をしたので通知します。										
	ただし	_ 人	下記の	の条向を表現である。	-	つけ		旧			許 可 番 号 (イ 第 号) 許可年月日 年 月 日	
									ħ	漾	福井市長印	
開発行為	1	開	工	.域(に含 -	;ま∤ 	ເຮ	地填	ずの: 	名称	福井市	
	2	開	発	Ŕ D	X	域	σ.)	面	積	平方メートル	
	3	予	定	建	築	物	等	の	用	途		
	4	I	事	施	行	者	住	所	氏	名		
						予				日	年 月 日	
の	6	I	事	完	了	予	定	年	月		年 月 日	
概		7 自己居住用、自己業務用、その他のものの別)の別	自己居住用・自己業務用・その他のもの	
		8 法第34条の該当号及び該当する理由								理由		
要	9	そ	Ø	他	1 L	Ď ₹	要	な	事	項	市街化区域 (用途地域:) 市街 化調整区域 嶺北北部都市計画区域 () 土地区画整理事業 () 関係法令の手続状況 ()	
	許可の条件(裏面に記載)											

- 備考 1. 印のある欄は記載しないこと。
 - 2.この通知書は大切に保管してください。
 - 3.この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に都市計画法第50条第1項の規定により福井市開発審査会に対して審査請求をすることができます(なお、60日以内であっても、この処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができません。)。また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この場合には、審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、福井市を被告として(訴訟において福井市を代表する者は、福井市長となります。)。提起しなければなりません。(なお、6月以内であっても、この裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。